

第76期

# 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成30年6月26日（火曜日）  
午前10時



開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪2階  
「SAN-燦-」

書面による議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）  
午後5時まで

# ChugaiRo

## 目次

第76期定時株主総会招集ご通知 .....	1
添付書類	
事業報告 .....	3
連結計算書類 .....	22
計算書類 .....	24
監査報告書 .....	26
株主総会参考書類 .....	30
第1号議案  剰余金の処分の件	
第2号議案  当社株式の大規模買付行為に 関する対応方針（買収防衛策） 採用の件	

(証券コード 1964)  
平成30年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区平野町3丁目6番1号

**中外炉工業株式会社**

代表取締役社長 西本 雄二

### 第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号  
シティプラザ大阪 2階「SAN-燦-」
  3. 目的事項  
報告事項 (1) 第76期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第76期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）採用の件

以 上

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

- ① 「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書」
- ② 「連結計算書類の連結注記表」
- ③ 「計算書類の株主資本等変動計算書」
- ④ 「計算書類の個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

2. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chugai.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
4. 当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加、世界経済の回復に支えられた輸出の持ち直しなどで、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの関連する市場のうち、鉄鋼業界では景況感の改善から鋼材需要が高まるなか、製造基盤整備のため、老朽化した各種設備の更新が見られました。また、非鉄金属業界では、IoT、AIの活用や自動車の電子化の進展を背景に、自動車、電子機器向けの設備投資が旺盛でした。自動車業界では、中国や国内での生産が高水準で推移するなか、自動車部品増産対応のための設備投資が堅調でした。一方、ディスプレイ業界では、高級スマートフォンへ有機ELが採用され、有機EL分野での投資拡大が見られました。

このような経営環境のもと、当社グループは業績確保に向けて積極的な受注活動を展開しました。その結果、国内向けでは、銅ストリップ連続焼鈍ラインや加熱炉改造工事、機械部品熱処理設備などに加え、海外向けでは、台湾向け自動車部品熱処理設備などの成約を得て、受注高は前期比131.3%の39,201百万円と、大きく増加いたしました。

売上面につきましては、台湾向け加熱炉更新工事や高効率型水素焼鈍炉のほか、自動車部品熱処理設備などを納入し、売上高は前期比99.0%の30,830百万円となりました。

利益面につきましては、減収とはなりましたが、原価率の改善などにより、営業利益1,181百万円(前期比152.6%)、経常利益1,287百万円(前期比140.0%)と増益となりました。なお、前年度にありました繰延税金資産の計上といった特殊要因がなくなり、税負担が増加したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は864百万円(前期比88.3%)となりました。

各分野別の概況は次のとおりです。

#### (エネルギー分野)

受注面では、車の電子化やIoT、AIの急速な伸びを背景に、高級特殊鋼板連続焼鈍ラインや銅ビレット加熱炉、韓国・中国向け火炎内処理装置などの成約を得ました。また、世界的に自動車市場が堅調に推移したことにより、自動車部品用の量産型真空浸炭設備や機械部品熱処理設備の成約があり、さらに、メンテナンス事業の拡販に努めた結果、受注高は30,978百万円（前期比151.6%）と大きく増加いたしました。

売上面では、タイ向け連続亜鉛メッキ・塗装兼用ラインやステンレスストリップ連続焼鈍ライン改造工事などの納入に加え、タイ向けアルミ連続塗装ラインや国内向け線材コイル連続焼鈍設備などの工事が進捗し、売上高は23,549百万円（前期比94.2%）となりました。

#### (情報・通信分野)

受注面では、中国各社がフレキシブル有機ELディスプレイの量産化を進めているなか、中国パネル大手よりフレキシブルディスプレイ関連精密塗工装置の成約を得、加えて国内向けに、有機EL用部材関連精密塗工装置や液晶関連フィルム製造ライン改造工事などの成約も得ました。一方で、客先からの発注が翌年度に延びた案件もあり、受注高は3,516百万円（前期比86.2%）となりました。

売上面では、中国向け有機太陽電池関連の精密塗工装置や液晶関連精密塗工装置のほか、欧州向け有機半導体関連精密塗工装置などを納入し、売上高は3,456百万円（前期比125.5%）と増加いたしました。

#### (環境保全分野)

受注面では、蓄熱式排ガス処理装置のほか、木質バイオマス熱風発生設備や木質バイオマス半炭化燃料実証設備などの成約を得て、受注高は3,207百万円（前期比90.8%）となりました。

売上面では、蓄熱式排ガス処理装置や排ガスボイラー設備などの納入に加え、竹を利用したバイオマス熱電併給設備の工事が進捗し、売上高は2,549百万円（前期比130.7%）と増加いたしました。

#### (その他)

受注面では、海外子会社において、中国向け自動車部品熱処理設備や蓄熱式排ガス処理装置などの成約を得て3,995百万円（前期比111.5%）と増加いたしました。

売上面では、中国向けモータコア焼鈍炉や蓄熱式排ガス処理装置などを納入し、売上高は3,312百万円（前期比102.7%）となりました。

なお、分野別の受注高及び売上高はセグメント間取引相殺消去前の金額によっております。

### 分野別売上高・受注高・受注残高

(単位：百万円)

分 野	売 上 高	受 注 高	受 注 残 高
エ ネ ル ギ ー	23,549	30,978	20,515
情 報 ・ 通 信	3,456	3,516	1,969
環 境 保 全	2,549	3,207	2,880
そ の 他	3,312	3,995	2,487
相 殺 消 去	△2,037	△2,495	△792
計	30,830	39,201	27,059

(百万円未満は切り捨て表示)

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は512百万円で、主に研究開発設備であります。資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続くと予想されますが、米国の保護主義的政策に起因する貿易摩擦や為替相場の変動懸念、加えて国内での人手不足などの要因により、先行き不透明な状況が継続するものと思われまます。

このような事業環境のもと、当社グループは、ものづくりのプロセスに欠かせない「熱技術」を社会のニーズに合わせて進化させ、エネルギー分野においては、COP21（パリ協定）の定める温室効果ガス削減や自動車の電動化の動きに的確に対応するとともに、自動車の軽量化や既存生産設備の老朽化更新・省エネ改善などの投資需要を確実に捉えてまいります。また、情報・通信分野では、刷新した実証試験設備を活用して、モバイル端末など小型パネル向けの有機ELを中心とするフレキシブルディスプレイ製造設備の拡販を図ってまいります。さらに環境保全分野では、バイオマスボイラーの拡販により、受注の上積みを図ってまいります。

また、メンテナンス事業の強化を図るとともに、AI・IoTを取り込むことで製品の差別化と生産性の向上を図り、人材の育成を加速して、安定的な収益を確保できる経営基盤を構築してまいります。

**(4) 財産および損益の状況の推移**

期 別 項 目	第73期 (27年3月期)	第74期 (28年3月期)	第75期 (29年3月期)	第76期 (30年3月期)
売 上 高 (百万円)	24,549	32,795	31,146	30,830
経 常 利 益 (百万円)	351	792	919	1,287
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	303	545	978	864
1株当たり当期純利益	38円98銭	70円12銭	125円77銭	111円09銭
総 資 産 (百万円)	35,535	39,665	38,502	41,494
純 資 産 (百万円)	19,957	19,365	20,369	21,236

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を除く）に基づき算出しております。  
 3. 平成29年10月1日付で普通株式について10株を1株に併合したため、第73期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

**(5) 重要な子会社の状況**

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 シ ー ア ー ル	20百万円	100.0%	損害保険代理業・リース業・人材派遣業
中外エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	環境保全設備、燃焼設備等の設計・製作・販売・技術サービス
中外プラント株式会社	10百万円	100.0%	工業炉等の技術サービス・人材派遣業
台湾中外炉工業股份有限公司	5百万NT\$	100.0%	台湾における工業炉等の販売・資材調達
中外炉熱工設備（上海）有限公司	50万US\$	75.0%	中国における工業炉等の製作・販売・資材調達
中外炉設備技術（上海）有限公司	20万US\$	75.0%	中国における工業炉等の設計・技術等サービス提供、仲介販売及び輸出入代理業務
Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.	10百万バーツ	49.9%	タイにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務
PT. Chugai Ro Indonesia	30万US\$	100.0%	インドネシアにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務
Chugai Ro de Mexico,S.A.de C.V.	10万US\$	100.0%	メキシコにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、エネルギー分野（主に鉄鋼、自動車、非鉄金属、太陽電池製造関連）、情報・通信分野（主に精密塗工関連）、環境保全分野（主に大気浄化、廃棄物処理・リサイクル、バイオマス利用関連）の3分野における、工業炉・産業機械・環境設備・燃焼設備についての設計・製作・施工、及び燃焼機器などの製作・販売を主な内容とし、さらに各事業に付帯するエンジニアリング、研究開発並びにその他のサービスなどの事業活動を展開しております。

## (7) 主要な営業所および工場

当社	本社	大阪市中央区
	堺事業所	堺市西区
	東京支社	東京都港区
	名古屋営業所	名古屋市中村区
	小倉工場	北九州市小倉北区
子会社	株式会社シーアール	堺市西区
	中外エンジニアリング株式会社	堺市西区
	中外プラント株式会社	堺市西区
	台湾中外炉工業股份有限公司	台湾
	中外炉熱工設備（上海）有限公司	中国
	中外炉設備技術（上海）有限公司	中国
	Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.	タイ
	PT. Chugai Ro Indonesia	インドネシア
Chugai Ro de Mexico,S.A.de C.V.	メキシコ	

**(8) 従業員の状況**

当社グループの従業員数は706名であります。なお、当社の従業員数は以下の通りであります。

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
467名	15名増	43.3歳	17.5年

**(9) 主要な借入先の状況**

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,050百万円
株式会社みずほ銀行	950百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	400百万円

(百万円未満は切り捨て表示)

(注)株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,800,000株（自己株式19,940株を含む）  
 (3) 株主数 7,211名  
 (4) 大株主（上位10名）

（千株未満は切り捨て表示）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	464 <sup>千株</sup>	5.97 <sup>%</sup>
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	411	5.29
株 式 会 社 り そ な 銀 行	385	4.96
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	346	4.45
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	264	3.40
中 外 炉 工 業 関 連 企 業 持 株 会	243	3.13
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS.UNITED KINGDOM	215	2.76
三 菱 商 事 株 式 会 社	179	2.31
株 式 会 社 銭 高 組	175	2.25
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	149	1.92

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西本雄二	
常務取締役	南場賢一郎	業務本部長、プロダクトセンター管掌、東京支社管掌
取締役相談役	谷川正	
取締役	藤田和久	技術統括本部長、技術統括、堺事業所長
取締役	新谷昌徳	新規事業本部長
取締役	尾崎彰	熱処理事業本部長
取締役	阪田守	プラント事業本部長
取締役	根来茂樹	業務本部副本部長
取締役	野村正朗	学校法人帝塚山学院理事長、朝日放送株式会社社外監査役
常勤監査役	池山郁也	
監査役	碩省三	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー）、ゼット株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社樺本チエイン社外監査役
監査役	ポール・チェン	東京大学名誉教授、青山学院大学国際政治経済学部特別招聘教授

- (注) 1. 一前憲悟氏は平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 根来茂樹氏は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 常勤監査役池山郁也氏は、当社の内部監査室長および経理部長を担当してきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役野村正朗氏は社外取締役であります。
5. 監査役碩省三氏およびポール・チェン氏は社外監査役であります。
6. 学校法人帝塚山学院および朝日放送株式会社と当社の間には特別の関係はありません。
7. 当社は弁護士法人御堂筋法律事務所と法律顧問契約を結んでおります。ゼット株式会社および株式会社樺本チエインと当社の間には特別の関係はありません。
8. 東京大学および青山学院大学と当社の間には特別の関係はありません。
9. 当社は取締役野村正朗氏および監査役碩省三氏、同ポール・チェン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
10. 朝日放送株式会社は平成30年4月1日付で朝日放送グループホールディングス株式会社に商号変更いたしました。なお、取締役野村正朗氏は平成30年6月開催の朝日放送グループホールディングス株式会社定時株主総会終結の時をもって同社監査役を退任予定であり、代わりに補欠の監査等委員である取締役に選任予定です。

11. 平成30年4月1日付で取締役の担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

取 締 役	阪 田 守	業務本部経営企画室長
取 締 役	根 来 茂 樹	プラント事業本部長

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	189百万円
監 査 役	3名	34百万円
合 計	13名	224百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職の状況および当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	野 村 正 朗	当事業年度の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から、取締役会での議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べております。
監 査 役	碩 省 三	当事業年度の取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監 査 役	ポール・チェン	当事業年度の取締役会および監査役会のすべてに出席し、主に大学教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っておりま

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ④社外役員の報酬等の額

当事業年度において社外役員（3名）に支払った報酬の総額は22百万円であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の会計監査の職務執行状況並びに報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役（執行役員等を含む：以下同様）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、具体的な行動指針を定めた『中外炉工業グループ行動規範』の遵守をすべての取締役及び使用人に徹底し、問題の発生の未然防止に努めます。万一、問題が発生した場合には法令・規則に基づいた厳正かつ公平な基準で処置を行います。
- ②取締役の職務執行については取締役会が監督するとともに、監査役会の定める『監査役監査基準』に従い監査役が監査を行います。使用人の職務執行については、就業規則に則り適正な措置を行うと同時に、執行部門から独立した内部監査室が内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。

- ③法令や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として社外の第三者機関に『コンプライアンス相談窓口』を設け、適切に運用します。
- ④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を『中外炉工業グループ行動規範』に定め、グループ全役職員に周知するとともに遵守の徹底を図ります。

## **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則・稟議規定・企業秘密管理規定等に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理しています。

## **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社の事業運営に伴うリスクの管理については、法令遵守、品質、与信、事故、情報セキュリティ、災害などの個別のリスクに係る担当部署において、過去に直面した事例等を基に、それらの回避方法、対処手順、代替予備手段の準備等により軽減・回避措置を実施します。また、不測の事態が発生した場合は、必要に応じ対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。さらに、内部監査室が、個別のリスク対応の適切性や有効性を検証してリスク管理の実効性を確保いたします。

## **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①重要な経営事項についての審議機関として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、その審議を経て意思決定を行います。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を採用し、経営の効率化に努めています。
- ②経営計画の策定により業務目標を明確化し、四半期毎の業務執行報告会で進捗状況の検証を行います。

## **(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①子会社においても『中外炉工業グループ行動規範』の遵守を徹底し、グループ全体が同等の水準のコンプライアンス経営を実践するよう努めます。また、内部通報制度である『コンプライアンス相談窓口』をグループ全体を対象とした制度として位置付け、適切に運用します。
- ②経営計画には子会社を含むグループ全体計画を網羅し、定期的な確認や報告または意見交換の場を持ち、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、企業集団における業務の適正を確保します。
- ③内部監査室は子会社の内部監査を実施し、法令・定款違反等の問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告します。

④子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、(3)に記載した取組みの中で整備・運用します。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

①監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとし、監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命解任等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性を確保することとします。

②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととします。

**(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①取締役(取締役会)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社監査役に報告します。また、監査役から報告の要請があった場合には、これらの者は直ちに報告を行います。

②監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するものとし、

③監査役は代表取締役と定期的な会合をもち、重要課題について意見交換及び必要な要請を行います。また、会計監査人、内部監査室と定期的な会合をもち、監査の実効性・効率性を確保します。

**(8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**

監査役職務の執行に係る費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息、負担した債務の債権者に対する弁済について、監査役から請求があった場合には、これを支払又は弁済を行います。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法に基づき、当社及びグループとしての財務報告に係る信頼性を確保するために、代表取締役社長を統括責任者として、基本方針を決定し、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制システムを整備・運用します。また、内部統制の有効性については、内部監査室が定期的に検証し、その検証結果を、改善・是正に関する提言とともに、取締役会及び監査役に報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における主な取組みは以下の通りであります。

### (1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループの役員及び使用人が遵守すべき具体的な行動指針を定めた「中外炉工業グループ行動規範」をイントラネット上に掲載するとともに、社員研修を実施し、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するとともに、内部通報制度として社外の第三者機関に設けた「コンプライアンス相談窓口」の適切な運用により、法令や企業倫理に反する行為の未然防止に努めました。

### (2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を2回実施し、部門別のリスク評価を行うとともに、事業継続計画（BCP）に基づき、安否確認システムの運用訓練を2回、巨大地震を想定した防災訓練を1回、消防訓練を1回、それぞれ実施しました。

### (3) 業務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を12回開催し、監査役3名も出席して重要な経営事項についての審議を行いました。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を継続して経営の効率化に努めるとともに、毎月の事業進捗確認会議で経営計画の進捗状況を検証しました。

### (4) 企業集団における業務の適正の確保に対する取組み

子会社についても事業進捗確認会議で経営計画の進捗状況を検証しました。

### (5) 監査役監査、内部監査の状況

監査役は監査役会が定めた「監査役監査基準」に従って取締役の職務執行に係る監査を行い、内部監査室は内部監査計画に基づき使用人の職務執行に係る内部監査を実施するとともに財務報告に係る内部統制の有効性を検証しました。また、監査役の職務の執行に係る費用については、監査役からの請求に基づき、適切に支払いました。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

#### ① 当社の企業価値の源泉

当社は、設立以来、独自の熟技術を有する工業炉の総合メーカーとして、独創的な技術・商品を市場に送り出すことにより、産業界の発展に貢献してまいりました。当社の企業価値は、高度な研究開発力、熟技術を活かした高品質な商品開発力、エンジニアリングと製造技術が一体となった事業運営体制、さらには顧客ニーズに機敏な営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、当社の企業価値を生み出す基盤となっております。そのため、当社では、長期的な視野に立った人材の育成や技術の継承に注力するとともに、あらゆる業務プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。

このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉であります。

#### ② 基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の財務及び事業の内容や、上記①の当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様との利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者であると考えています。

もっとも、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えています。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、株主の皆様を買付の目的や内容、買付後の経営戦略などについての十分な情報開示がなされず、又は十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様との利益を毀損するものもあります。

このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

### (2) 基本方針を実現するための当社における取組みの概要

当社は、上記(1)①の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様との利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、平成27年度を初年度とする4年後の経営ビジョン2018を策定し、いかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

- ①市場動向に迅速に対応できる事業体制のもと、豊富な経験と独自の技術力により顧客ニーズの実現に積極的に取り組むとともに、自動車、航空・宇宙、環境などの成長分野には、新技術・新商品の早期市場投入を図り、受注拡大に注力してまいります。
- ②長期稼働設備の更新時期を迎えている既存事業領域では、最新鋭の省エネ・低エミッション技術等の積極的な提案やメンテナンス事業の強化により、一層のシェアアップを実現してまいります。
- ③日系企業の海外展開の需要を捉えるべく、中国、台湾、タイ、インドネシアに加え、北中米に新たな拠点を設ける一方、新興国向け技術・商品の開発にもさらに注力し、海外営業基盤の拡大を図ってまいります。

当社は、引き続き以上の取組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

### **(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要**

#### ①本プラン採用の目的

上記（1）の「基本方針の内容の概要」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断なさるためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

#### ②本プランの概要

（詳細につきましては、弊社ウェブサイト（<https://chugai.co.jp/>）をご覧ください。）

##### ア 本プランの対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注）の買付等の行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為を対象とします。

（注）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## イ 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員により構成される独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が、本プランに照らして十分か否かの判断、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否について、当社取締役会に助言・勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

## ウ 大規模買付者からの情報の提供

(ア) 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに基づいた手続により、当該買付行為を行う旨の誓約文言等が記載された「意向表明書」を、当社に対して提出するものとします。

(イ) 当社取締役会は、上記「意向表明書」を受領した日から10営業日以内に、当該買付行為の内容を検討するのに必要な情報のリストを、当該大規模買付者に交付します。

(ウ) 当該大規模買付者は、当社取締役会が定める回答期限までに、当該必要情報を、当社の定める書式で提出するものとします。

## エ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）又は90日（その他の方法による大規模買付行為の場合）が経過するまでの期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

## オ 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、大規模買付者から必要情報の提供を受けた場合にも、当該必要情報を独立委員会に提出します。

独立委員会は、取締役会評価期間中、当該必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し、一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

カ 大規模買付行為がなされた場合の対応

(ア) 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

当社取締役会は、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会の助言・勧告を受けた上で、当該買付行為への対抗措置をとることがあります。対抗措置として、現時点では、新株予約権の株主無償割当てを予定していますが、当該方法に限られるものではありません。

(イ) 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、当該買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により、株主の皆様が当該買付行為に応じないように説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断した場合は、例外的に独立委員会による助言・勧告を受けた上で、一定の対抗措置をとることがあります。

(ウ) 当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

#### **(4) 基本方針を実現するための当社における取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由**

当社の経営ビジョンは、基本方針に基づいて作成され、当該経営計画を実行することにより、当社の企業価値が向上いたします。したがって、基本方針を実現するための当社における取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を高めるものと考えます。

#### **(5) 本プランに関する当該取締役会の判断及びその判断に係る理由**

当社取締役会は、次の理由から、本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しています。

##### **①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（i. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii. 事前開示・株主意思の原則、iii. 必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

②株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件をあらかじめ定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものです。

③株主意思を反映するものであること

平成28年6月24日開催の当社第74期定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様にご承認いただいております。また、本プランの有効期間は、平成30年6月開催予定の当社第76期定時株主総会終結のときまでであり、再度当該総会において株主の皆様にご承認いただくことについてご決議いただく予定としております。したがって、本プランの導入、継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の尊重

当社は、本プランの採用に当たり、上記(3)②イで述べたとおり、独立委員会を設置し、当社取締役会が、恣意的に本プランの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

⑤取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランでは、上記(3)②で述べたとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続があらかじめ設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、過半数の決議により廃止することができます。したがって、デッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

(ご参考)

なお、当社は第74期定時株主総会において承認をいただいた本プランの有効期限が、本定時株主総会終結のときまでとされていることから、本定時株主総会において、本プランの内容を一部改定した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の採用をお諮りすることとしております。当該プランの詳細につきましては、本招集通知に係る株主総会参考書類30ページから48ページに記載しておりますので、ご参照ください。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,559</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,806</b>
現金及び預金	6,758	電子記録債務	1,954
受取手形及び売掛金	21,988	買掛金	9,274
有価証券	100	短期借入金	2,822
未成工事支出金等	1,444	未払法人税等	283
繰延税金資産	128	未成工事受入金	1,742
その他	146	賞与引当金	272
貸倒引当金	△7	工事損失引当金	0
		その他	1,455
<b>固定資産</b>	<b>10,935</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,452</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,778</b>	長期借入金	1,188
建物及び構築物	1,944	繰延税金負債	981
機械装置及び運搬具	396	退職給付に係る負債	156
土地	2,090	その他	126
建設仮勘定	48		
その他	298	<b>負債合計</b>	<b>20,258</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>122</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,034</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,030</b>
投資有価証券	5,567	資本金	6,176
退職給付に係る資産	214	資本剰余金	1,544
その他	294	利益剰余金	11,361
貸倒引当金	△41	自己株式	△52
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,107</b>
		その他有価証券評価差額金	2,066
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	52
		退職給付に係る調整累計額	△9
		<b>非支配株主持分</b>	<b>98</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>21,236</b>
<b>資産合計</b>	<b>41,494</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>41,494</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,830
売 上 原 価		25,600
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,229</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,048
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,181</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	127	
そ の 他 の 収 益	56	183
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
そ の 他 の 費 用	40	77
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,287</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6	24
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	17
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,294</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	332	
法 人 税 等 調 整 額	57	389
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>905</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		40
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>864</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,972</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,981</b>
現金及び預金	5,645	電子記録債権	1,954
受取手形	2,219	買掛金	8,146
売掛金	18,744	短期借入金	2,800
有価証券	100	未払金	408
製材品	113	未払費用	723
原仕材	116	未払法人税等	233
仕掛品	105	未成工事受入金	1,246
前払事業支出	296	賞与引当金	109
前払費用	58	工事損失引当金	241
短期貸付金	440	工事損失引当金	0
繰延税金資産	117	その他	116
貸倒引当金	33		
	△18		
<b>固定資産</b>	<b>11,052</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,509</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,579</b>	長期借入金	1,188
建物	1,746	繰延税金負債	947
構築物	196	退職給付引当金	253
機械及び装置	376	資産除去債務	49
車両運搬具	7	その他	71
工具器具備品	282		
土地	1,921	<b>負債合計</b>	<b>18,491</b>
建設仮勘定	48	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>120</b>	<b>株主資本</b>	<b>18,469</b>
ソフトウェア	116	資本金	6,176
その他	3	資本剰余金	1,544
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,352</b>	資本準備金	1,544
投資有価証券	5,566	利益剰余金	10,800
関係会社株式	92	その他利益剰余金	10,800
関係会社出資	51	固定資産圧縮積立金	458
長期貸付金	67	別途積立金	7,000
保証金及び敷金	68	繰越利益剰余金	3,342
長期前払費用	34	<b>自己株式</b>	<b>△52</b>
前払年金費用	354	評価・換算差額等	2,064
その他	184	その他有価証券評価差額金	2,066
貸倒引当金	△66	繰延ヘッジ損益	△1
<b>資産合計</b>	<b>39,024</b>	<b>純資産合計</b>	<b>20,533</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>39,024</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日)  
(至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		27,562
売 上 原 価		23,394
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,167</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,303
<b>営 業 利 益</b>		<b>863</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	192	
そ の 他 の 収 益	93	286
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35	
そ の 他 の 費 用	11	46
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,103</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6	24
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	17
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,110</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	260	
法 人 税 等 調 整 額	27	287
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>823</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

中外炉工業株式会社  
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指定社員 公認会計士 山本 眞 吾 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 中村 源 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中外炉工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外炉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

中外炉工業株式会社  
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指定社員 公認会計士 山本 眞 吾 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 源 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中外炉工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど監査いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

中外炉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 池山郁也 ㊟

社外監査役 碩 省 三 ㊟

社外監査役 ポール・チェン ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。第76期の期末配当につきましては、当期の収益状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき60円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 60円  
総額 466,803,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月27日

#### 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）採用の件

当社は、平成28年6月24日開催の当社第74期定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、特定株主グループ（注）の議決権割合（注）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注）の買付等（注）の行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付等の行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「現プラン」といいます。）を採用しております。

本定時株主総会の終結時において現プランが有効期限を迎えるにあたり、当社は、平成30年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、有効期限を本定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（改定後の対応方針は下記のとおりであり、以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）の採用を決議いたしましたので、本プランの採用について、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

なお、当社は、現時点において、当社株式等に関する大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

（注） 「特定株主グループ」、「議決権割合」、「株式等」、「買付等」の定義については、下記「3」「(3)」の項に記載のとおりです。

## 1 当社における基本方針

### (1) 当社の企業価値の源泉

当社は昭和20年の設立以来、「熱技術を核として新しい価値を創造し、これを通じて社会に貢献するとともに企業の繁栄と社員の幸福を実現する」ことを経営理念として掲げ、工業炉の総合メーカーとして、その独自の技術力を『エネルギー』、『情報・通信』、『環境保全』の3つの事業領域に展開し、産業界の発展に貢献してまいりました。エネルギー分野では鉄鋼向け加熱炉や自動車・機械向け各種熱処理設備等、情報・通信分野ではフレキシブルディスプレイ関連ポリイミド製膜システム等、環境保全分野では化学向け環境保全設備等の様々な商品を提供しております。このように、工業炉業界のパイオニアとして多様なニーズに対応した独創的な技術開発・商品提供を行なっていることが、当社が市場や顧客から高い信頼を得て、当社のブランド力を培う原動力になっていると考えております。

当社は、当社の企業価値は、高度な研究開発力を活かした独自の熱技術や、熱技術を活かした高品質な商品開発力さらにはエンジニアリングと製造技術を一体とした機動的な事業運営体制、内外の顧客の幅広いニーズやシーズに対する機敏な対応力を備えた営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、まさに当社の企業価値を生み出し、顧客との信頼関係を構築する基盤となっております。そのため、当社では「技術立社」を社是として、安定的な財務基盤の下、長期的な視野に立った人材の育成や技術の継承に注力し、さらには営業・開発・設計・調達・組立・工事・サービスなど全プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。

このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員および地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが当社の企業価値の源泉であり、今後の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるためには、中長期的な観点から、これらの一層の充実を図るべきものと考えております。

### (2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者というのは、当社の財務及び事業の内容や、上記(1)に記載した当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

もっとも、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、真に対象会社の経営に参加する意思がないにもかかわらず株価の上昇による経済的利益を得ることを目的とするもの、株主や投資家の皆様に買付等の目的や内容、買付等の後の経営戦略などについての十分な情報開示がされず、あるいは十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様の共同の利益を毀損するものもあります。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でなく、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2 基本方針を実現するための当社における取り組み

当社は、上記1 (1) の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、平成27年度を初年度とする4年後の経営ビジョン2018を策定しました。このビジョンにおいてはいかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取り組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

- (1) 市場動向に迅速に対応できる事業体制のもと、豊富な経験と独自の技術力により顧客ニーズの実現に積極的に取り組むとともに、自動車、航空・宇宙、環境などの成長分野には、新技術・新商品の早期市場投入を図り、受注拡大に注力してまいります。
- (2) 長期稼働設備の更新時期を迎えている既存事業領域では、パリ協定（温室効果ガスの排出削減）への対応をふまえた最新鋭の省エネ・低エミッション技術等の積極的な提案やメンテナンス事業の強化により、一層のシェアアップを実現してまいります。
- (3) 日系企業の海外展開の需要を捉えるべく、中国、台湾、タイ、インドネシア、メキシコの拠点を活用するとともに、新興国向け技術・商品の開発にもさらに注力し、海外営業基盤の拡大を図ってまいります。

当社は、引き続き以上の取り組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員および地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（本プラン）

#### (1) 本プラン採用の目的

上記「1 当社における基本方針」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断なさるためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

#### (2) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様が当該大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報として当社取締役会が本プランに従って求める情報を提供しなければならない。
- ② 大規模買付者から提供された情報に基づき、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、大規模買付者は、同期間が経過するまでは大規模買付行為を開始することができない。
- ③ 大規模買付者が本プランに従わない場合等には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るため、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重して、後述する対抗措置を執る場合がある。

#### (3) 本プランの対象となる大規模買付行為

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付等（注4）の行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を対象とします。

（注1）「特定株主グループ」とは、以下の者をいいます。

- ① 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）
- ② 当社の株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等）の買付等を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

(注2)「議決権割合」とは、以下の割合をいいます。

- ① 特定株主グループが、(注1)の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株式等の数をいいます。))も加算するものとします。
- ② 特定株主グループが、(注1)の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該関係者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

なお、当社が各株券等所有割合を算出するにあたっては、総議決権(金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)については、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに依ることができるものとします。

(注3)「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4)「買付等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含むものとします。

#### (4) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、「別紙1」に定める要領により、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、公正性、中立性を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役(社外監査役の補欠者を含む)、または社外有識者(注5)の中から選任された委員により構成されます。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が本プランに照らして十分か否かをはじめとして大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主の皆様の共同の利益の維持・向上の観点から、本プランの見直しその他大規模買付行為に関して独立委員会が必要と認める事項について当社取締役会に助言・勧告することができ、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

なお、平成30年6月26日開催の当社取締役会において選任することが予定されている独立委員会の各委員の略歴については「別紙2」のとおりです。

(注5)「社外有識者」とは、経営経験豊富な企業経営経験者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、法学を研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

#### (5) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行う場合、予め当社に対し、必要な情報を提供していただくこととなります。その具体的な内容や手続は、以下のとおりです。なお、意向表明書、本必要情報リスト及び以下の手続に従って提供される本必要情報等は、全て日本語を準拠言語とするものとします。

## ア 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社が別途定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び当該大規模買付行為を本プランに基づいた手続により行う旨の誓約文言が記載された書面（大規模買付者の代表者による署名捺印または記名捺印のなされたもの、以下「意向表明書」といいます。）を、当社に対してご提出いただきます。

## イ 当社から大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者からの意向表明書を受領した日から10営業日（なお、営業日とは、法令に基づき銀行が休日とされる日以外の日をいいます。）以内に、大規模買付者の買付等の内容を検討するために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大規模買付者に交付します。

当社取締役会が求める本必要情報は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の具体的状況によって異なりますが、一般的な項目をあげれば以下のとおりとなります（ただし、本必要情報がこれらの項目を必ず充たし、あるいはこれらの項目に限定されるわけではありません。）。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の詳細（事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み・内容、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の対価の算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社に対する経営方針、経営者候補（候補者の当社の事業と同種の事業についての経験等についての情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦ 当社の取引先、従業員、顧客、地域社会その他の利害関係者に対する対応方針、これらの利害関係者と当社の間の大規模買付行為完了前の関係からの変更の有無及びその内容
- ⑧ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と認める情報

## ウ 大規模買付者による情報の提供及び開示

大規模買付者は本必要情報リストの交付後、当社取締役会が定める回答期限までに本必要情報を当社宛てに当社の定める書式によりご提出いただきます。

なお、当初提出していただいた情報だけでは不足していると当社取締役会が合理的に判断した場合は、当社取締役会において回答期限を定め、情報の追加提供を要求することがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、その公表が当社株主の皆様の判断のために必要であると判断される場合、当社取締役会が適切と判断した時点で、適切と判断する事項を適宜の方法により公表します。

なお、独立委員会は、大規模買付者の回答期限、提出された情報が不足しているか否かの判断、追加提供を求める情報の内容等について、当社取締役会に助言・勧告を行うことができます。

#### (6) 当社取締役会による評価・検討

ア 当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な本必要情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日（その他の方法による大規模買付行為の場合）が経過するまでの期間（以下同期間を「取締役会評価期間」といいます。）、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

イ 取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表いたします。さらに必要と認めれば、大規模買付者に対するさらなる情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

ウ 当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、取締役会評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の取締役会評価期間の終了後に開始されるべきものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。但し、延長の期間は最大30日間とします。

#### (7) 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、本必要情報の提供を受けた場合にも、遅滞なく大規模買付者から提供された全ての本必要情報を独立委員会に提出します。

独立委員会は、取締役会評価期間中、本必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

なお、独立委員会は、その助言・勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行います。

#### 4 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### (1) 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が本プランを遵守しない場合は、具体的な買付等の方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会による助言・勧告を受けたうえで、法令及び当社定款に基づき、大規模買付行為への対抗措置を執る場合があります。この場合、当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置発動の適否について、独立委員会の勧告を最大限尊重します。

具体的な対抗措置の内容は、現時点では新株予約権の株主無償割当て（その概要については「別紙3」をご参照ください。）を予定しておりますが、その時点で当社取締役会が最適と判断する別の方法を執ることがあります。なお、当社は、当該大規模買付者等が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはありません。

当社取締役会が対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

##### (2) 大規模買付者が本プランを遵守した場合

大規模買付者が本プランを遵守した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様に当該大規模買付行為に応じない旨説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様ご自身が当該大規模買付行為者の提案内容及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討いただき、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が本プランを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には（該当する主な類型は、「別紙4」のとおりです。）、例外的に、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を保護するため、独立委員会による助言・勧告を受けたうえで、上記（1）と同じく、一定の対抗措置を執ることがあります。この場合も、当社取締役会は、対抗措置発動の適否について独立委員会の勧告を最大限尊重して決定をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (3) 対抗措置発動の停止・変更について

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後の事情の変更等により、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を行うことができるものとします。

対抗措置の発動の停止を行う場合としては、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の確定後、無償割当ての効力発生日までの間に、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合などが想定され、対抗措置の発動の変更を行う場合としては、大規模買付者が大規模買付行為の対象となる株式数を変更した場合に、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を変更する場合などが想定されます。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合は、株主及び投資家の皆様のために、必要な情報の速やかな開示を行います。

## 5 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件を予め定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものといえます。

### (3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様の承認を諮り、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただき予定であり、本定時株主総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本プランは採用しないものといたします。そして、本定時株主総会で本プランが承認された場合の本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、当社は、有効期間の満了前に、再度株主総会において株主の皆様にご決議いただく予定としております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの採用にあたり、本プランの運用や対抗措置の発動等について、恣意を排除し、当社取締役会に客観的な判断を行わせるための機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役（社外監査役の補欠者を含む。）または当社の業務執行を行う経営陣から独立している企業経営経験者もしくは学識経験者により構成され、大規模買付者から提供される情報が本プランに照らして十分か否かをはじめとして大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否についての当社取締役会への助言・勧告等を行うほか、当社企業価値及び株主の皆様の共同の利益の維持・向上の観点から、本プランの見直しその他大規模買付行為に関して独立委員会が必要と認める事項について当社取締役会に助言・勧告することができ、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ること等ができることとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

#### (5) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランにおいては、上記3及び4において記載したとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続が予め設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### (6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

後記7 (4) のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において過半数の決議がなされることにより廃止することができるものです。したがって、大規模買付者としては、当社株主総会で自己の指名する取締役を選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能となりますので、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

## 6 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン採用時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランの採用時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に株主の皆様から付託を受けて当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等を提供することにより、株主の皆様が大規模買付者の提案を十分に吟味した上で提案の応否を適切に判断する機会を保障することを目的としております。従いまして、本プランを設けることは、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行ううえででの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、本プランを遵守した場合でも大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、別途設定する割当基準日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)記載の手続を経た場合には、株式の希釈化は生じません。同手続を経なかった場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する手続を執った場合には、株主の皆様は、下記(3)記載の手続を経ることなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を取得するため、こうした希釈化は生じません。

また、当社は、上記4(3)のとおり、当社取締役会が新株予約権無償割当てを決議し、または新株予約権の割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付提案を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の無償割当てを中止し、または割り当てられた新株予約権を無償で取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

なお、当社は、大規模買付行為やその提案がなされた場合や、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合または対抗措置の発動を停止または変更した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様が必要となる手続

当社が大規模買付行為に対する対抗措置として株主割当てによる新株予約権の発行を行う場合は、当社取締役会が定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様へ新株予約権を割当てることになります。

また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、当社取締役会が別途定める期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。

## 7 本プランの有効期限等

- (1) 本プランは、平成30年5月11日に開催された当社取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、採用が決議されています。なお、当社の全監査役は、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に本プランに賛成しております。
- (2) 当社は、本定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様のご承認を諮り、本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただき予定ですが、本定時株主総会において、出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合、本プランは採用しないものといたします。
- (3) 本定時株主総会で本プランが承認された場合の本プランの有効期限は、本定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、当該有効期間の満了前に、再度株主総会において株主の皆様へ本プランの採用の可否についてご決議いただきます。
- (4) 本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランにつき廃止の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。
- (5) 当社取締役会は、関係諸法令の新設・改正及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、変更する場合があります。また、独立委員会は、本プランの見直しについて、当社取締役会に助言・勧告を行うことができるものとします。

当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合、かかる事実及び変更等の内容その他必要な事項について、情報開示を速やかに行います。

\* 今後、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の名称及び各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の名称及び各条項に、それぞれ合理的な範囲において読み替えられるものとします。

以上

## ◆ 別紙1 独立委員会の要領

- ・独立委員会は、本プランに関して、その運用の適正性を確保すること及び大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を確保することを目的とする。
- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とする。
- ・独立委員会の委員は、以下の者の中から、当社取締役会がその決議により選任する。
  - ① 当社社外取締役
  - ② 当社社外監査役（社外監査役の補欠者を含む）
  - ③ 企業経営経験者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
  - ④ 学識経験者で当社の業務執行を行う経営陣から独立している者
- ・独立委員会の各委員の任期は、本定時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）は、委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が独立委員会に諮問した場合、当該事項について、助言・勧告を行うものとする。但し、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益の維持・向上の観点から、本プランの見直しその他大規模買付行為に関する事項について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・独立委員会の各委員は、①大規模買付行為がなされた場合、及び②本プランの見直しその他大規模買付行為に関する事項について当社取締役会に助言・勧告の必要があると認める場合は、いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・当社取締役会は、大規模買付者による意向表明書の提出がなされた場合、速やかに独立委員会に対してその旨を通知するとともに、大規模買付者から本必要情報が提供された場合には当該情報を速やかに独立委員会に提出する。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。

以上

◆ 別紙2 独立委員会委員の略歴

平成30年6月26日開催の取締役会において、以下の4名を独立委員会の委員に選任する予定です。

○ 本井 文夫

<略歴> 昭和19年7月26日生

昭和44年4月 裁判官任官（東京地方裁判所）  
昭和50年4月 退官  
昭和50年5月 弁護士登録、御堂筋法律事務所パートナー  
平成6年6月 当社監査役（平成27年6月退任）  
平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員（平成26年7月退任）  
同事務所パートナー（現在）  
平成23年6月 日本ハム株式会社監査役（平成27年6月退任）  
平成23年11月 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン監査役（現在）

なお、本井文夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○ 野村 正朗

<略歴> 昭和27年3月29日生

平成15年5月 株式会社りそな銀行代表取締役頭取  
平成19年6月 同行取締役副会長  
平成19年6月 りそな信託銀行株式会社（現株式会社りそな銀行）取締役会長  
平成22年6月 朝日放送株式会社（現朝日放送グループホールディングス株式会社）監査役（平成30年6月退任予定）  
平成23年6月 新日本理化株式会社取締役会長（平成27年6月退任）  
平成26年6月 当社監査役（平成27年6月退任）  
平成27年6月 当社取締役（現在）  
平成27年7月 学校法人帝塚山学院理事長（現在）

野村正朗氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## ○ 碩 省三

<略歴> 昭和23年1月1日生

昭和54年4月	弁護士登録、御堂筋法律事務所入所
昭和60年5月	ボストン大学ロースクール修士課程卒業
昭和61年4月	御堂筋法律事務所パートナー
平成15年1月	弁護士法人御堂筋法律事務所社員（平成30年1月退任） 同事務所パートナー（現在）
平成23年6月	ゼット株式会社監査役（平成27年6月退任）
平成27年6月	当社監査役（現在）
平成27年6月	ゼット株式会社取締役（監査等委員）（現在）
平成28年6月	株式会社椿本チエイン監査役（現在）

碩 省三氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。  
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## ○ ポール・チェン

<略歴> 昭和19年8月24日生

昭和41年9月	国立台湾大学法学士
昭和53年11月	ハーバード大学法学博士
昭和60年4月	東京大学法学部教授
平成19年3月	東京大学名誉教授（現在）
平成19年4月	青山学院大学法学部教授
平成27年4月	青山学院大学国際政治経済学部特別招聘教授（現在）
平成27年6月	当社監査役（現在）

ポール・チェン氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。  
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## ◆ 別紙 3 新株予約権の無償割当ての概要

### 1 発行する新株予約権の数

当社取締役会における新株予約権の発行決議（以下「新株予約権発行決議」という。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）を上限とする。

### 2 割当対象株主

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式（但し、同時点において当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 3 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

### 4 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権発行決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 5 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。

### 6 各新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の目的となる株式1株あたり1円以上で当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定める額とする。

### 7 新株予約権の行使期間

新株予約権無償発行決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償発行決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、下記9項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

### 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

## 9 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く、以下「非適格者」という。）以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し（その一部の取得は認められない。）、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。また、係る取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。なお、当社は、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することはしない。

## 10 新株予約権の行使条件

非適格者は新株予約権を行使することはできない。詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

## 11 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

## 12 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しないものとする。

## 13 新株予約権の行使方法等

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所、行使の方法及び行使の請求場所、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、新株予約権発行決議において、当社取締役会が別途定めるものとする。

## 14 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

◆ 別紙 4 当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1 大規模買付行為が、株式を買い占め、その株式について当社に対し高値で買取りを求めることを目的になされたと判断される場合。
- 2 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現させる目的でなされたと判断される場合。
- 3 大規模買付行為が、主として当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用することを目的になされたと判断される場合。
- 4 大規模買付行為が、当社の経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会を狙って、保有する株式等を高値で売り抜けること等を目的になされたと判断される場合。
- 5 大規模買付者の提案する当社の株式の買付等の条件（買付対価の価格及び種類、当該金額の算定根拠、買付等の時期等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合。
- 6 大規模買付者の提案する当社の株式の買付等の方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付等で当社の全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付等の条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等の株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある買付等であると判断される場合。
- 7 大規模買付行為が、当社の従業員、提携先・取引先、地域社会その他の利害関係者との関係や当社の企業文化を破壊する結果または当社株主、従業員その他の利害関係人の利益を著しく毀損する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な結果をもたらすおそれがあると判断される場合。

以上

## ◆ 別紙資料 当社の株式の状況（平成30年3月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 25,000,000株  
 2 発行済株式の総数 7,800,000株（自己株式19,940株を含む）  
 3 株主数 7,211名  
 4 大株主

株主名	持株数	持株比率 (%)
第一生命保険株式会社	464,100	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	411,500	5.29
株式会社りそな銀行	385,600	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	346,500	4.45
株式会社みずほ銀行	264,902	3.40
中外炉工業関連企業持株会	243,469	3.13
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS. UNITED KINGDOM	215,100	2.76
三菱商事株式会社	179,504	2.31
株式会社銭高組	175,090	2.25
日本生命保険相互会社	149,652	1.92
合計	2,835,417	36.44

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 シティプラザ大阪  
 2階「S AN—燦—」  
 大阪市中央区本町橋2番31号  
 ☎ 06 (6947) 7888

## 最寄駅

- 地下鉄堺筋線・中央線堺筋本町駅1号、12号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線谷町四丁目駅4号出口より徒歩約7分

\*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

